

ショートステイ万葉の里 利用料金表

当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスには

- ・ 利用料金が介護保険から給付される場合
- ・ 利用料金が全額利用者にご負担頂く場合があります。

(1) 介護保険の対象となるサービス

① 1日の介護費 及び 自己負担額

(従来型多床室・従来型個室)

介護度	介護度別 利用料 (Ⅱ)	サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)		夜勤職員 配置加算 (Ⅰ)(Ⅱ)		看護体制 加算		機能訓練 指導体制 合計 (単位数)		合計金額 (単位数× 10.17円)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)	
		+	+	+	+	+	+	+	+					
介護度1	603	+	18	+	13	+	12	+	12	= 658	6,691円	670円	1,339円	2,008円
介護度2	672	+	18	+	13	+	12	+	12	= 727	7,393円	740円	1,479円	2,218円
介護度3	745	+	18	+	13	+	12	+	12	= 800	8,136円	814円	1,628円	2,441円
介護度4	815	+	18	+	13	+	12	+	12	= 870	8,847円	885円	1,770円	2,655円
介護度5	884	+	18	+	13	+	12	+	12	= 939	9,549円	955円	1,910円	2,865円

②送迎加算：片道 1,871円 (自己負担額 1割 188円、2割 375円、3割 562円)

※施設送迎時に加算されます。

③介護職員等処遇改善加算：上記利用料及び加算 1カ月分の自己負担合計金額の 13.6%をご負担いただきます。

④緊急短期入所受入加算：1日 915円 (自己負担額 1割 92円、2割 183円、3割 275円)

※該当時に加算されます。

※ご利用料の計算について

介護保険給付の対象分のご利用料は、国が定めた報酬単位に基づき、各月毎に1日から月末の利用回数(日数)で合計した総単位数と、国が定めた地域単価により計算いたします。

(令和6年4月より竜王町は1単位10.17円となっております)

(各加算の説明)

加算項目	内容
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の有資格者の占める割合が60%以上の場合に算定されます。
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定されます。
看護体制加算(Ⅰ)	本体施設の配置と別に短期入所生活介護事業所として1名以上の常勤看護師を配置している場合に算定されます。
看護体制加算(Ⅱ)	看護職員の数が常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上配置し、協力病院との24時間連携体制を確保している場合に算定されます。
送迎加算	利用者宅と事業所との間の送迎を行う場合は片道につき算定されます。

介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員または、その他職員の賃金の改善等を実施している場合に算定します。
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に加算されます。
機能訓練指導体制	常勤専従の機能訓練指導員を1名以上 配置している場合に算定されます

滞在費及び食費 1日の自己負担額

	滞在費		食費
	個室	多床室	
第1段階	380円	0円	300円
第2段階	480円	430円	600円
第3段階 ①	880円	430円	1,000円
第3段階 ②	880円	430円	1,300円
第4段階	1,231円	915円	朝食 270円 昼食 780円 夕食 600円

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

送迎費用	通常の送迎実施区域を超えた地点より、1Km当たり100円	
レクリエーション・クラブ活動等の教養娯楽費（材料費等）	利用者の希望により、参加した場合の材料代等	実費
文書料	利用者の利用証明等の費用 1通	300円
複写物の交付	1枚につき	10円
通常の食事以外の食品	・パン食（パンのみ） 1食	110円
	・ " （パン＋牛乳） 1食	210円
	・栄養補助食品 1食	275円
その他	日常生活品の購入代金等生活に要する費用（連絡帳、かみそり、電気代等）で、利用者に負担頂くことが適当であるものの費用	実費

予防ショートステイ万葉の里 利用料金表

当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスには「利用料金が介護保険から給付される場合」と「利用料金を全額ご利用者にご負担頂く場合」があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

① 1日の介護費 及び 自己負担額 (従来型多床室・従来型個室)

介護度	介護度別 利用料 数)	サービス提供体制 強化加算 (Ⅱ)	機能訓練 指導体制	合計 (単位)	合計金額 (単位数× 10.17円)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)			
要支援1	451	+	18	+	12	=	481	4,891円	490円	979円	1,468円
要支援2	561	+	18	+	12	=	591	6,010円	601円	1,202円	1,803円

② 送迎加算：片道 1,871円 (自己負担額1割188円、2割375円、3割562円)

※施設送迎時に加算されます。

③ 介護職員等処遇改善加算：上記介護費及び加算費の自己負担額の合計金額の13.6%をご負担いただきます。

① ~③の合計金額が1日の利用料になります。

※ご利用料の計算について

介護保険給付の対象分のご利用料は、国が定めた報酬単位に基づき、各月毎に1日から月末の

利用回数(日数)で合計した総単位数と、国が定めた地域単価により計算いたします。

(令和6年4月より竜王町は1単位10.17円となっております)

(各加算の説明)

加算項目	内容
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の有資格者の占める割合が60%以上の場合に算定されます。
送迎加算	利用者宅と事業所との間の送迎を行う場合は片道につき算定されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員または、その他職員の賃金の改善等を実施している場合に算定します。
機能訓練指導体制	常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定されます

滞在費及び食費 1日の自己負担額

	滞 在 費		食 費
	個 室	多 床 室	
第 1 段 階	380円	0円	300円
第 2 段 階	480円	430円	600円
第 3 段 階 ①	880円	430円	1,000円
第 3 段 階 ②	880円	430円	1,300円
第 4 段 階	1,231円	915円	朝食 270円 昼食 780円 夕食 600円

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

送 迎 費 用	通常の送迎実施区域を超えた地点より、1Km 当たり 100 円	
レクリエーション・クラブ活動等の教養娯楽費（材料費等）	ご利用者の希望により、参加した場合の材料代等	実費
文 書 料	ご利用者の利用証明等の費用	1 通 300 円
複写物の交付	1 枚につき	10 円
通常の食事以外の食品	・パン食（パンのみ） 1食 ・ 〃 （パン＋牛乳） 1食 ・栄養補助食品 1食	110円 210円 275 円
そ の 他	日常生活品の購入代金等生活に要する費用で、ご利用者に負担頂くことが適当であるものの費用	実費